

経済産業省委託事業

ASEAN におけるドメイン・ネーム制度に関する調査

2013 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

第8章 フィリピン



フィリピンにおけるドメイン名制度について調査結果の概要は以下のとおりである。

1. 調査結果の概要

(1) ドメイン名登録制度の概要

調査項目	概要
根拠法	ない
関連法規との関係	商標法、著作権法等にドメイン名と関連する規定はない。
レジストリ	dotPH Domain, Inc. http://www.dot.ph
ドメイン名	.ph
ポリシー	General Policies http://www.dot.ph/corporate/policies/general-policies Term of Domain Name Service and Renewal Policy http://www.dot.ph/corporate/policies/term-of-domain-name-service-and-renewal-policy Domain Name Registration/Applicant Information Policy http://www.dot.ph/corporate/policies/domain-name-registration-applicant-information-policy Domain Name Service Agreement http://www.dot.ph/corporate/policies/domain-name-service-agreement
登録要件・手続等	詳細は上記の Domain Name Registration / Applicant Information Policy 参照。 登録を希望するドメイン名の既登録の有無は、dotPH Domains, Inc.のウェブサイト上で簡易な検索が可能。
申請及び登録の件数	各年の申請数及び登録数に関するデータは見あたらなかった。
平均費用	登録時：70USD (2年間有効)、175USD (5年間有効)、350USD (10年間有効)

	更新時：70USD (2年間有効)、175USD (5年間有効)、350USD (10年間有効) 手続期間：数日程度
--	---

(2) ドメイン名紛争処理手続についての調査概要

紛争処理機関	WIPO、HKIAC												
紛争処理方針	Uniform Dispute Resolution Implementation Rules http://www.dot.ph/corporate/policies/uniform-dispute-resolution-implementation-rules Uniform Dispute Resolution Policy http://www.dot.ph/corporate/policies/uniform-dispute-resolution-policy (紛争解決機関として WIPO を選択した場合) http://www.wipo.int/amc/en/domains/cctld/ph/index.html												
パネルの指名手続	1名構成の場合は紛争処理機関が指定する。 3名構成の場合、1名ずつは双方当事者の挙げる候補者が原則として尊重され、3人目は紛争処理機関が指定する。												
救済手段	ドメイン名の取消、移転等の要件は以下のとおり。 (a) 他者が有する商標やサービスマークと同一であるか、混同の虞があるほど類似していること (b) ドメイン名の登録申請者が当該ドメイン名について何らの権利も有効な利害関係も有していないこと (c) ドメイン名の登録及び使用が悪意 (bad faith) によってなされたこと 詳細は上記 Uniform Dispute Resolution Policy に定められている。												
不服申立手続	裁判所への出訴は制限されていない。												
過去 5 年間の紛争件数	統計は入手不能。但し、WIPO ウェブサイトの公表事例では、2008年以降の紛争件数は9件である。												
平均費用及び平均期間	平均期間については入手不能。 平均費用は以下のとおり。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">パネリスト 1 名</th> <th style="text-align: center;">パネリスト 3 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象ドメイン名数 1～5</td> <td style="text-align: center;">1500USD</td> <td style="text-align: center;">4000USD</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同 6～10</td> <td style="text-align: center;">2000USD</td> <td style="text-align: center;">5000USD</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同 11 以上</td> <td style="text-align: center;">協議</td> <td style="text-align: center;">協議</td> </tr> </tbody> </table>		パネリスト 1 名	パネリスト 3 名	対象ドメイン名数 1～5	1500USD	4000USD	同 6～10	2000USD	5000USD	同 11 以上	協議	協議
	パネリスト 1 名	パネリスト 3 名											
対象ドメイン名数 1～5	1500USD	4000USD											
同 6～10	2000USD	5000USD											
同 11 以上	協議	協議											
救済が認められた	統計は入手不能。但し、WIPO ウェブサイトの公表事例 (2000												

確率	年～2012年) では、15件中14件で救済が認められている。
著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立	① <i>Japan Tobacco, Inc. and JT International (Philippines) Inc. v. dotPH PrivateRegistration / Harry William Acosta</i> (2012年7月9日、Case No. DPH 2012-0001) ② <i>Skype Limited v. Hanna Jeong</i> (2011年5月19日、Case No. DPH 2011-0001) ③ <i>Google Inc. v. PD Hosting Inc., Ken Thomas</i> (2011年10月26日、Case No. DPH 2011-0004)

2. 根拠法

フィリピンには、ドメイン名制度の根拠となる法律は存在しない。

3. 関連法規との関係

フィリピンには、ドメイン名と他の知的財産権とを関連付けるような条項を含む法律は存在しない。

4. レジストリ

フィリピンのドメイン名のレジストリは、民間企業である dotPH Domains, Inc.によって運営されており、同社は国別トップレベルドメイン名 (ccTLD) である「.ph」の登録業務に関わる独占権を認められている。同社の正式名称、住所、連絡先等は以下のとおりである。

dotPH Domains, Inc.

2706 Jollibee Plaza Building, F. Ortigas Jr. Road,

Ortigas Center, Pasig City, 1605 Philippines

Tel : +63-2-637-2104 to 05, +63-2-633-6906, +63-2-635-4152, +63-2-638-4483

Fax : +63-2-632-7319

Website : <http://www.dot.ph>

Email : helpdesk@dot.ph

なお、dotPH Domains, Inc.は、政府機関 (.gov.ph) 及び教育機関 (.edu.ph) に対するドメイン名登録業務を行う権限は有していない。これらのドメイン名については、それぞれのレジストリが存在する (.edu.ph については <http://dns.ph.net>、.gov.ph につい

ては <http://dns.gov.ph> 参照。)

5. ポリシー

dotPH Domains, Inc.が定めるドメイン名に関するポリシーは以下のとおりである（いずれも英文）。最も基本的なポリシーとして挙げられているのは、(i)最も早く登録費用を支払った申請者に当該 ph ドメインが与えられる、(ii)1 又は 2 文字のドメイン名は認められない、というものである。なお、紛争手続に関わるポリシーについては後述する。

① General Policies

<http://www.dot.ph/corporate/policies/general-policies>

② Term of Domain Name Service and Renewal Policy

<http://www.dot.ph/corporate/policies/term-of-domain-name-service-and-renewal-policy>

y

③ Domain Name Registration/Applicant Information Policy

<http://www.dot.ph/corporate/policies/domain-name-registration-applicant-information-policy>

④ Domain Name Service Agreement

<http://www.dot.ph/corporate/policies/domain-name-service-agreement>

6. 登録要件・手続等

登録要件については、dotPH Domains, Inc.のウェブサイト上にポリシーが記載されている（Domain Name Registration/Applicant Information Policy：上記 5.②）。

登録を希望するドメイン名が既に登録されているか否かは、dotPH Domains, Inc.のウェブサイト上で簡易な検索が可能である。

7. 過去 5 年間の登録申請数及び登録数（もしあれば）

過去 5 年間の年毎の登録申請数及びごとの申請数及び登録数に関するデータは見あたらなかった。

8. 登録に要する平均の費用

登録に要する費用は以下のとおりである¹⁰。

¹⁰ 詳細については、dotPH Domains, Inc.のウェブサイトの料金表を参照されたい。

登録時：70USD（2年間有効）、175USD（5年間有効）、350USD（10年間有効）
更新時：70USD（2年間有効）、175USD（5年間有効）、350USD（10年間有効）

9. ドメイン名紛争処理手続

(1) 不服申立手続紛争処理機関のリスト

World Intellectual Property Organization（WIPO）
Hong Kong International Arbitration Center（HKIAC）

(2) 紛争処理方針

① Uniform Dispute Resolution Implementation Rules

<http://www.dot.ph/corporate/policies/uniform-dispute-resolution-implementation-rules>

② Uniform Dispute Resolution Policy

<http://www.dot.ph/corporate/policies/uniform-dispute-resolution-policy>

③ 紛争解決機関として WIPO を選択した場合の規則

<http://www.wipo.int/amc/en/domains/cctld/ph/index.html>

(3) 紛争処理パネルの指名手続

詳細は上記 Uniform Dispute Resolution Implementation Rules に定められている。

申立人は、申立時に、パネルを 1 名で構成するか、3 名で構成するかを指定する。3 名のパネルを希望する場合は、3 名のパネリストの内の 1 名となる者の候補として、3 名のリスト及び連絡先を提供する。

相手方は、申立人が 1 名のパネルを希望した場合でも、3 名のパネルを希望することができる。申立人と相手方のいずれか一方が 3 名のパネルを希望した場合には、パネルは 3 名で構成されることとなり、相手方は、3 名のパネリストの内の 1 名となる者の候補として、3 名のリスト及び連絡先を提供する¹¹。

1 名のパネルが採用された場合、そのパネリストは紛争処理機関が自らのリストの中から指名する。

3 名のパネルが採用された場合、紛争処理機関は、申立人と相手方が提供した

<http://www.dot.ph/services>

¹¹ 申立人が 1 名を希望し、相手方が 3 名を希望した場合には、3 名のパネルを構成するために要する費用の半額は、相手方が負担しなければならない。負担を拒否すれば、パネルは 1 名で構成されることとなる。

候補者からそれぞれ 1 名ずつをパネリストとして採用するよう努めるものとするが、5 日間に以内に候補者の採用を確実にできなかった場合、紛争処理機関自らのリストの中からパネリストを指名することとなる。

3 人目のパネリストは、紛争処理機関が自らのリストの中から 5 名の候補者を選択し、申立人と相手方に通知する。申立人及び相手方は、5 日以内に要望を述べることができ、紛争処理機関は、双方の要望のバランスを踏まえて 3 人目のパネリストを決定する。

(4) ドメイン名取消、移転等の救済手段の内容・要件等

ドメイン名の取消、移転等がなされるのは以下の場合である。詳細は上記 Uniform Dispute Resolution Policy に定められている。

- (a) 当事者又は権限ある代理人から dotPH Domains, Inc.へ書面又は適切な電磁的方法によりドメイン名の取消、移転の指示があった場合
- (b) 裁判所又は仲裁裁判所からドメイン名の取消、移転の命令があった場合
- (c) 紛争処理パネルの決定があった場合

ドメイン名の取消、移転等の具体的な要件は以下のとおりであり、紛争解決手続においては、以下の要件の充足性のほか、他の法律等への違反などが争点となり得る。

- (a) 他者が有する商標やサービスマークと同一であるか、混同の虞があるほど類似していること
- (b) ドメイン名の登録申請者が当該ドメイン名について何らの権利も有効な利害関係も有していないこと
- (c) ドメイン名の登録及び使用が悪意 (bad faith) によってなされたこと

このうち、権利や有効な利害関係を有するか否かの基準として、以下の要素が例示されている。

- ① 紛争にかかる如何なる通知も到達する前に、商品又はサービスの提供に関して、当該ドメイン名又はそれに関連する名称の使用又は証明可能な使用の準備があること
- ② 当該ドメイン名によって一般に知られている主体であること (商標登録等は必須ではない)
- ③ 当該ドメイン名について公衆を誤導することによる営利の目的を有さず、非営利又は公正な使用を行っていること

また、悪意 (bad faith) については、ドメイン名の登録及び使用が悪意による
と認められる状況として、以下の例示がなされている。

- ① ドメイン名の登録が、商標やサービスマークを有する者又はその競争相手への登録ドメイン名の販売、貸与その他の移転による営利を目的としていること
- ② ドメイン名の登録により、商標やサービスマークを有する者が、それをドメイン名に反映させることを阻止することを目的としていること
- ③ ドメイン名の登録が、競争相手のビジネスを妨害することを主たる目的としていること
- ④ ドメイン名を使用することにより、自己のウェブサイト、商品又はサービスについて、他社からのスポンサーシップ、アフィリエイト、承認等にかかる混同の可能性を作出し、故意にインターネットユーザーを自己のウェブサイト等に誘引し、商業的利益を得ていること

(5) 紛争処理決定機関の決定に対する不服申立手続 (裁判所への出訴等)

裁判所への出訴は制限されていない。

(6) 過去 5 年間の紛争件数

統計は存在しない。

但し、WIPOによるドメイン名紛争処理手続について、WIPOのウェブサイト¹²で公表されている事例を確認する限りでは、2008年以降の申立件数は9件である。

(7) 決定までの平均費用及び平均期間

平均期間については統計は存在しない。

平均費用のうち、WIPOによるドメイン名紛争処理手続きの申立費用については、以下のとおりである¹³。

対象ドメイン名数	申立費用
パネリスト 1 名の場合	
1～5	1500USD
6～10	2000USD

¹² <http://www.wipo.int/amc/en/domains/decisionsx/index-cctld.html>

¹³ <http://www.wipo.int/amc/en/domains/fees/index.html>

11 以上	WIPO との協議で決定
パネリスト 3 名の場合	
1～5	4000USD
6～10	5000USD
11 以上	WIPO との協議で決定

(8) 救済が認められた確率

統計は存在しない。

但し、WIPO によるドメイン名紛争処理手続について、WIPO のウェブサイト
で公表されている事例を確認する限りでは、2000 年から 2012 年の間に仲裁人による
判断に至った 15 件のうち、14 件でドメイン名の移転が認められており、申
立が却下されたのは 1 件のみである。

なお、フィリピンに限らないWIPOによるドメイン名紛争処理手続全体でも、
1999 年から 2013 年までの間に、ドメイン名の移転又は取消が認められた件数が
1 万 6000 件を超えるのに対し、申立が却下された件数は 2500 件を下回っている¹⁴。

(9) 著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立

- ① *Japan Tobacco, Inc. and JT International (Philippines) Inc. v. dotPH PrivateRegistration / Harry William Acosta* (2012 年 7 月 9 日、Case No. DPH 2012-000))

申立人である JT 及びそのフィリピン現地関連法人である JT International (Philippines) は、「WINSTON」の商標権をフィリピンを含む多くの法域において保有し、同商標を用いてフィリピンを含む 107 か国以上で「WINSTON」の商品名のタバコを広範に販売していた。

相手方である Harry William Acosta 氏は、JT International (Philippines) の元従業員であったが、同社退職後、winston.ph 及び winston.com.ph のドメイン名を登録した。

WIPO における仲裁手続において、仲裁人は、以下のように述べて申立人の申立を認容し、ドメイン名を申立人に移転させる判断を示した。

- (a) 本件ドメイン名が「WINSTON」商標と同一又は混同の虞があるほど類似しているか否かは、ドメイン名の「.ph」や「.com.ph」部分は除いて比較、判断すべきである。そうすると、本件ドメイン名は「WINSTON」商標と同一

¹⁴ <http://www.wipo.int/amc/en/domains/statistics/outcome.jsp>

と言える。

- (b) 相手方は、本件ドメイン名について権利又は有効な利害関係を有しているか否かにつき **Uniform Dispute Resolution Policy** の挙げる 3 つの判断要素（上記(4)参照）のいずれについても、これを満たしていることの証明に失敗している。
- (c) ドメイン名の登録及び使用が悪意（**bad faith**）によると認められるか否かにつき **Uniform Dispute Resolution Policy** が挙げる 4 つの判断要素（上記(4)参照）については、いずれも認められない。しかし、悪意（**bad faith**）の存否について、仲裁人は、**Policy** の挙げる判断要素以外の要素からも判断することができる。そして、申立人の商標が広く知られており高い評価を得ていること、相手方が本件ドメイン名の善意による使用を証明できていないこと、相手方が自ら本件ドメイン名の登録者であることを秘匿しようとしたこと、相手方が申立人の元従業員であることなどから、相手方による本件ドメイン名の登録は、申立人の事業の妨害か、又は顧客を不当に誘引することを目的とした悪意によるものと認められる。

② *Skype Limited v. Hanna Jeong* (2011 年 5 月 19 日、Case No. DPH 2011-000)¹⁵

申立人である **Skype Ltd.** は、韓国を含む世界各地で「**SKYPE**」の商標権を保有し、2003 年以降、同商標のもとにインターネット上のコミュニケーションソフトウェアの運用を行っており、2010 年 6 月時点で全世界で約 5 億 6000 万人、2010 年 11 月時点でフィリピンで 600 万人、韓国で 500 万人の利用者が登録されていた。

相手方は韓国人で、2007 年 9 月 26 日に **skype.ph** のドメイン名を登録しており、当該ドメイン名のウェブサイトには、インターネット電話等のサービスを提供する第三者のウェブサイトへのリンクが含まれていた。

WIPO における仲裁手続において、仲裁人は、以下のように述べて申立人の申立を認容し、ドメイン名を申立人に移転させる判断を示した。

- (a) 本件ドメイン名は、韓国を含む世界中で登録され、広く用いられ、高い評価を享受している「**SKYPE**」商標と混同の虞があるほど類似している。ドメイン名の「.ph」部分の存在はかかる判断に影響を与えない。
- (b) 相手方は本件ドメイン名によって知られている主体ではなく、本件ドメイン名で非営利又は公正な使用を行っていることもなく、申立人からの「**SKYPE**」

¹⁵ 同時期に同一申立人によって申立てられた *Skype Limited v. Leize Ang, Leize* (2011 年 5 月 23 日、WIPO 仲裁判断 (Case No. DPH 2011-0002)) において、相手方が登録した **skype.com.ph** のドメイン名についても、申立人への当該ドメイン名の移転が認められている。

商標に係る有効な許諾を受けて事業を行っていることもないから、本件ドメイン名について何らの権利も有効な利害関係も有していないと認められる。

- (c) ドメイン名の登録及び使用が悪意 (bad faith) によると認められるか否かにつき、仲裁人は、Policy の挙げる判断要素以外の要素からも判断することができる。そして、「SKYPE」の世界的な著名性に鑑みれば、相手方は登録時に「SKYPE」商標について認識があったものと考えられ、その登録は悪意 (bad faith) によると認められる。

③ *Google Inc. v. PD Hosting Inc., Ken Thomas* (2011年10月26日、Case No. DPH 2011-0004) ¹⁶

申立人である Google Inc.は、2006年に Youtube Inc.を買収し、世界各地で、「YOUTUBE」商標のもと、インターネット関連ビジネスを行っていた。

相手方は英領ヴァージン諸島の法人であり、youtube.ph のドメイン名を登録し、当該ドメイン名のウェブサイトにも多数の広告を掲載していた。

WIPO における仲裁手続において、仲裁人は、以下のように述べて申立人の申立を認容し、ドメイン名を申立人に移転させる判断を示した。

- (a) 本件ドメイン名は、フィリピンを含む世界中で登録され、広く用いられている「YOUTUBE」商標と混同の虞があるほど類似している。ドメイン名の「.ph」部分の存在はかかる判断に影響を与えない。
- (b) 相手方は本件ドメイン名によって広告の掲載されたウェブサイトへと公衆を誤導しており、善意に基づく商品又はサービスの提供に関連したドメイン名の使用はなされていないから、本件ドメイン名について何らの権利も有効な利害関係も有していないと認められる。
- (c) 「YOUTUBE」商標は広く知られているものと認められるから、相手方は本件ドメイン名登録時に「YOUTUBE」商標について認識がなかったとは認められず、その登録は、同商標へのフリーライド等を目的とした、悪意 (bad faith) によるものと認められる。

¹⁶ 同時期に同一申立人によって申立てられた *Google Inc. v. PD Hosting Inc., Ken Thomas* (2011年10月26日、WIPO 仲裁判断 (Case No. DPH 2011-0005)) において、相手方が登録した youtube.com.ph のドメイン名についても、申立人への当該ドメイン名の移転が認められている。

経済産業省委託

ASEAN におけるドメイン・ネーム制度に関する調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。